

2018年5月1日

大阪市長  
吉村 洋文様

## 要望書

釜ヶ崎就労・生活保障制度実現を目指す連絡会  
共同代表 本田哲郎・山田實・山中秀俊

2019年度のあいりんセンター仮移転が目前に迫ってきました。大阪市は西成特区構想の中でこの問題に取り組んでいるものの、日中センター3階を居場所としている野宿生活を余儀なくされた労働者の行先や今後について、具体的な支援策を未だに決めることができないでいます。

釜ヶ崎の高齢労働者が、現時点では生活保護を希望しないために、路上での生活やシェルター利用を続けていることについては1月4日に提出した要望書に書きましたので、ここでは繰り返しません。生活保護制度を利用しないことを自己責任とするのはたやすいことです。しかし、都市はホームレス状態で生活せざるをえない者を不断に作り出す側面をもっています。また、単身者が多く、これまで他業界とは労働環境や制度面において多分に異なっていた建設業界を釜ヶ崎の労働者が下支えしてきたことも忘れてはなりません。働くことが生きがいと密接につながる状況で暮らしてきたことを踏まえた支援策が必要です。働くことを希望しておりホームレス状態である者に対しては、特掃の大幅拡充はもちろんのこと、福祉・就労の枠を超え出た包括的な支援策を十分な規模で実施し、次のステップへ進むための多様な選択肢を創り出すことが、大阪市の責務です。

そのためには、現行の生活保護制度の運用を、住宅扶助の柔軟な支給も含め、自治体独自に果敢に見直し、特掃等の就労対策と併用することで、一刻も早く野宿から畳の上へあがれる施策に作り変えていかなければなりません。

大阪市は、釜ヶ崎における結核対策に力を入れています。しかし、結核対策は治療や隔離によってだけ行われるものではないはずです。基本に戻って考えるならば、結核を予防するにあたって、最大の効果をもつことは、「栄養」「休養」「個室」です。そしてそうした健康な生活を維持するためには、不養生を避けるためにも、体が動くうちは働いて、しっかり食事を摂り、良く休むというサイクルを地域において創り出すことが、大阪市の行うべき対策なのです。その上で医療支援の充実があれば、結核対策も大きく前進するはずです。

釜ヶ崎の労働者・野宿生活者の実情に即した就労対策と生活支援策が実施されることを願い、以下要望します。

### 1 釜ヶ崎の労働者が野宿を強いられることがないように釜ヶ崎の就労対策を大幅に拡充されたい。

(1) 特掃事業を、一人当たりの就労日数が、府・市合わせて月13日以上となるよう、拡充されたい。

(2) 早期に家族による支えを失う、教育の機会に恵まれなかった等の理由のため、安定した仕

事や居住への定着が難しい若年の不安定労働者に対応した適正な労働の対価を兼ね備える中間的就労制度を創られたい。

## 2 国への働きかけについて

野宿状態にある者の高齢化、野宿の長期化という実情を踏まえ、就労機会の確保について、国・地方公共団体・民間団体が連携し、適正な労働の対価を兼ね備えた中間的就労制度の事業実施が可能となるよう、制度整備を国に働きかけられたい。

## 3 生活保護制度の運用について

生活保護制度をより柔軟に活用し、野宿状態にある者、野宿の危機にある者へ、実際の支援が行き届くようにされたい。

(1) 就労対策の拡充とともに、野宿状態にある者が緊急に適切な居住へと進むことができるよう、住宅扶助単給と扶養照会の留保・指導の軽減との組み合わせなど、制度運用方針を新たに決定されたい。

(2) 大阪社会医療センターの無料低額診療を活用できない眼科、歯科等の受診に医療扶助単給が活用できるよう制度運用を改められたい。

## 4 あいりんセンター建替えについて

(1) あいりんセンター建替時及び建替後に、センター機能において大阪市が福祉行政としての役割を果たしうるよう鋭意努められたい。

(2) 新センターに労働者フロア（技能向上に向けた訓練や学習に活用しうる施設や娯楽室等）をつくられたい

(3) 新センターに西成区役所保健福祉センター分館を移設されたい。

(4) 西成市民館の地域における機能を維持し、新センターに移設されたい。

(5) センター仮移転施設では、現在のセンターと比べて、トイレ、洗面場所が大幅に縮小する。特に午前5時から9時一般の施設が利用できない時間帯には大きな影響が出る。大阪府、西成区と調整し、新センター開所まで、南海電車高架下や元萩之茶屋小学校のエリア等に、トイレ、洗面場所を必要十分な規模で設置されたい。また、そうした仮設トイレ、洗面場所の管理・清掃を、釜ヶ崎の高齢労働者の就労対策として、事業実施されたい。

## 5 シェルターについて

利用者の高齢化及びあいりんセンター建替えに対応するため、朝5時から9時の間もあいりんシェルターの利用ができるようにされたい。

## 6 越年の臨時宿泊所について

越年臨時宿泊所に30日以後も入所できるようにするとともに、結核対策の拡充をめざし、越年期間中あいりんシェルター・三徳寮付近に結核検診車と医師を配置、あるいは西成区役所保健福祉センター分館を開ける、大阪社会医療センターに医師とレントゲン技師を配置するなど方策を検討されたい。

以上